

実施 版	2020年 1月20日 3	名称	グリーン購入ガイドライン	TDS-Q-2001 頁No. 1 / 2
---------	------------------	----	---------------------	--------------------------

1. 適用範囲

このガイドラインは、東電エグループで購入する電線またはハーネス加工品に使用される材料、部品、副資材、事務用品、消耗品、その他の備品に至る、全ての物品に適用する。

2. 目的

このガイドラインは、東電エグループにおいてグリーン購入を積極的に推進するための必要な事項を定め、顧客等に環境負荷物質を含有する製品が納入され、使用されることを防止すると共に、廃棄物等により地球環境の汚染を予防することを目的とする。

3. 定義

グリーン購入とは、物品やサービスを購入する際に、その必要性をよく考えると共に、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないエコマークやグリーンマークのついた、いわゆる「エコ商品」を優先的に購入することを言う。また、トナーのように容器等を再使用する製品も含むものとする。

4. 関連標準

TDS-Q-1007 環境負荷化学物質管理規定
TDS-G-1002 購買業務規定

5. グリーン購入の推進

- 1) グリーン購入を積極的に推進するため、環境管理委員会事務局または環境管理小委員会事務局は、関係する情報収集に努めると共に、物品等の調達依頼者に対して「エコ商品」の使用を指導する事とする。
- 2) 東電エグループが購入する「事務用品」「特定消耗品」「特定事務用品」「指定消耗品」等の共通調達物品は、「エコ商品」を積極的に購入する。
- 3) 顧客要求がある場合は、製品に同封するもの、または製品に接触するものは、RoHS指令や顧客要求に準拠した品物でなければならない。
- 4) 購入物品に関しては、購入先に対し、ICPデータ、SDS、不使用証明書等の環境データを依頼する。調達が難しい場合は、外部機関に分析を依頼する。
- 5) 電線製造及びハーネス加工品に使用する材料・部品は、技術研究部において設計の段階で、RoHS指令や顧客要求に準拠したものを選択する。

6. 購入品の選定基準

電線及びハーネス加工品を製造するための材料、部品、梱包材に至る全ての購入品を選定する上で、品質、価格、納期に加え、以下に示す環境に関する諸事項を満たしていることを優先する。

- 1) 8項及び9項に掲げる使用禁止物質の含有が無いこと。
- 2) 8項及び9項に掲げる化学物質の含有量が把握されていること。
- 3) 使用にあたり、悪臭、大気汚染、水質汚染が無いこと。
- 4) 廃棄にあたり、悪臭、大気汚染、水質汚染、土壌汚染等の環境負荷が少ないこと。
- 5) 可能な限り、3R(リデュース、リユース、リサイクル)が可能なこと。
- 6) SDS、化学物質含有量(ICP等)のデータがあり、提出が可能なこと。

7. 購入先の選定基準

電線及びハーネス加工品を製造するための材料、部品、梱包材に至る全ての部品の購入先を選定する上で、「購買業務規定 TDS-G-1002」4項(1)に定める事項に加え、次の事項を満たしていることを優先する。

- 1) RoHS指令、REACH規制に対応可能である。
- 2) SDSの提出が可能であること。
- 3) 化学物質含有量(ICP等)の分析が定期的実施されていて、データの提出が可能であること。

8. 当社が規定する環境負荷化学物質の管理

1) 使用禁止物質

当社が規定する使用禁止物質が含有する製品、部材、副資材等が、納入されることのないように管理する。(TDS-Q-1007 4.1項参照)

実施 版	2020年 1月20日 3	名 称	グリーン購入ガイドライン	TDS-Q-2001 頁No. 2/2
---------	------------------	--------	---------------------	------------------------

2) 使用削減物質

当社が規定する使用削減物質が含有する製品、部材、副資材等が、全廃時期を越えて納入されることのないように管理する。(TDS-Q-1007 4.2項参照)

9. 顧客要求事項に対する対応

技術研究部、業務部、または他の購買部門は、顧客要求事項(環境管理物質の削減計画等)に対応するために、必要があれば材料納入業者(製造業者)に対し、SDS、環境負荷物質含有量等のデータを要求する。

※顧客要求事項は、サイボウズ、技術研究部のファイル内に最新版管理されている。

10. 環境負荷物質含有物品が納入された場合の処置

当社で規定する環境負荷物質及び顧客が規定する環境負荷物質を含有する物品が納入された場合は、下記の手順によって処置される。

- 1) 「TDS-E-1004 異常処理規定」に基づき、異常報告書を発行する。
また、納入された含有物品及び同ロット品の隔離。
- 2) 他ロット品の調査確認。(含有の拡散範囲の特定。)
- 3) 含有物品の返却または廃棄。
- 4) 万が一含有物品が使用され、納入された場合は、回収も含め品質管理委員会で検討される。

11. 環境記録の保管

納入された物品のSDS、ICPデータ等の環境記録類は、その物品、及び材料等が使用を終了してから、「TDS-H-3001 品質・環境記録の管理標準」に基づき、11年間保存される。